日　本　大　学　学　則

第１章　総　　則

第１節　目的及び使命

第１条　本大学は，日本精神にもとづき，道統をたつとび，憲章にしたがい，自主創造の気風をやしない，文化の進展をはかり，世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第２条　本大学は，広く知識を世界にもとめて，深遠な学術を研究し，心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第２節　大学組織

第３条　本大学は，学部及び大学院をもって，これを組織する。

２　本大学の学部及び学科は，次のとおりである。

学部名	学科名
法学部	法律学科　政治経済学科 新聞学科　経営法学科 公共政策学科
文理学部	哲学科　史学科 国文学科　中国語中国文化学科 英文学科　ドイツ文学科 社会学科　社会福祉学科 教育学科　体育学科 心理学科　地理学科 地球科学科　数学科 情報科学科　物理学科 生命科学科　化学科
経済学部	経済学科　産業経営学科 金融公共経済学科
商学部	商業学科　経営学科 会計学科

芸術学部	写真学科　映画学科 美術学科　音楽学科 文芸学科　演劇学科 放送学科　デザイン学科
国際関係学部	国際総合政策学科　国際教養学科
危機管理学部	危機管理学科
スポーツ科学部	競技スポーツ学科
理工学部	土木工学科　交通システム工学科 建築学科　海洋建築工学科 まちづくり工学科　機械工学科 精密機械工学科　航空宇宙工学科 電気工学科　電子工学科 応用情報工学科　物質応用化学科 物理学科　数学科
生産工学部	機械工学科　電気電子工学科 土木工学科　建築工学科 応用分子化学科　マネジメント工学科 数理情報工学科　環境安全工学科 創生デザイン学科
工学部	土木工学科　建築学科 機械工学科　電気電子工学科 生命応用化学科　情報工学科
医学部	医学科
歯学部	歯学科
松戸歯学部	歯学科

生物資源科学部	バイオサイエンス学科　動物学科 海洋生物学科　森林学科 環境学科　アグリサイエンス学科 食品開発学科　食品ビジネス学科 国際共生学科　獣医保健看護学科 獣医学科　生命農学科 生命化学科　動物資源科学科 森林資源科学科　海洋生物資源科学科 生物環境工学科　食品生命学科 国際地域開発学科　応用生物科学科 くらしの生物学科
薬学部	薬学科

3　本大学の大学院研究科及び専攻は，次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	
	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程 又は博士課程
法学研究科	公法学専攻 私法学専攻 政治学専攻	公法学専攻 私法学専攻 政治学専攻
新聞学研究科	新聞学専攻	新聞学専攻
文学研究科	哲学専攻 史学専攻 国文学専攻 中国学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻 社会学専攻	哲学専攻 日本史専攻 外国史専攻 国文学専攻 中国学専攻 英文学専攻 ドイツ文学専攻

	教育学専攻 心理学専攻 人文地理学専攻	社会学専攻 教育学専攻 心理学専攻
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻	地球情報数理科学専攻 相関理化学専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻
商学研究科	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻	商学専攻 経営学専攻 会計学専攻
芸術学研究科	文芸学専攻 映像芸術専攻 造形芸術専攻 音楽芸術専攻 舞台芸術専攻	芸術専攻
国際関係研究科	国際関係研究専攻	国際関係研究専攻
危機管理学研究科	危機管理学専攻	危機管理学専攻
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学専攻
理工学研究科	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻	土木工学専攻 交通システム工学専攻 建築学専攻 海洋建築工学専攻 まちづくり工学専攻 機械工学専攻 精密機械工学専攻 航空宇宙工学専攻 電気工学専攻

	電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻	電子工学専攻 情報科学専攻 物質応用化学専攻 物理学専攻 数学専攻 地理学専攻 量子理工学専攻
生産工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻	機械工学専攻 電気電子工学専攻 土木工学専攻 建築工学専攻 応用分子化学専攻 マネジメント工学専攻 数理情報工学専攻
工学研究科	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻	土木工学専攻 建築学専攻 機械工学専攻 電気電子工学専攻 生命応用化学専攻 情報工学専攻
医学研究科		生理系 病理系 社会医学系 内科系 外科系
歯学研究科		歯学専攻
松戸歯学研究科		歯学専攻

生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻	生物資源生産科学専攻 生物資源利用科学専攻 応用生命科学専攻 生物環境科学専攻 生物資源経済学専攻
獣医学研究科		獣医学専攻
薬学研究科		薬学専攻
総合社会情報研究科	国際情報専攻 文化情報専攻 人間科学専攻	総合社会情報専攻

専門職学位課程

研究科名	専攻名
法務研究科	法務専攻

４　第２項及び第３項に定める学部及び学科，大学院研究科の課程及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，別表１に定める。

第３節　教職員及び教授会

第４条　本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

２　教職員に関する規定は，別に定める。

第５条　本大学各学部に教授会を置き，専任教授全員，３名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって，これを組織する。

第６条　教授会は，学部長が招集し，その議長となる。

第７条　教授会は，総会員の半数以上の出席によって成立する。

第８条　議長は，議事録を作成し，出席者中２名の署名押印を得るものとする。

第９条　教授会は，次の事項を審議し，学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

①　学生の入学及び卒業に関すること。

②　学位の授与に関すること。

③　前２号に掲げる事項のほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

２　前項第３号の事項については，別に定める「学長裁定」による。

３　教授会は，第１項に規定するもののほか，学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し，並びに学長及び学部長の求めに応じ，意見を述べることができる。なお，本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については，教授会はこれを審議し，意見を述べなければならない。

４　教授会の意見を集約する必要がある場合は，出席者の過半数によるものとする。

第 10 条　前条の教授会における審議とは，論議・検討することを意味し，決定権を含意するものではない。

第 11 条　教授会は，次の事項について報告を受けるものとする。

①　大学院に関すること。

②　学位論文の審査に関すること。

③　当該学部の予算及び決算に関すること。

④　その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第４節　学生定員

第 12 条　本大学学部の学生定員は，次のとおりである。

第一部

学部名	学科名	毎年入学定員	収容定員
法学部	法律学科	533	2,132
	政治経済学科	350	1,400
	新聞学科	200	800
	経営法学科	200	800
	公共政策学科	250	1,000
	計	1,533	6,132
	哲学科	88	352
	史学科	133	532
	国文学科	133	532
	中国語中国文化学科	70	280
	英文学科	133	532

文理学部	ドイツ文学科	80	320
	社会学科	210	840
	社会福祉学科	60	240
	教育学科	120	480
	体育学科	200	800
	心理学科	130	520
	地理学科	80	320
	地球科学科	80	320
	数学科	73	292
	情報科学科	80	320
	物理学科	70	280
	生命科学科	70	280
	化学科	90	360
	計	1,900	7,600
経済学部	経済学科	916	3,664
	産業経営学科	450	1,800
	金融公共経済学科	200	800
	計	1,566	6,264
商学部	商業学科	666	2,664
	経営学科	350	1,400
	会計学科	250	1,000
	計	1,266	5,064
芸術学部	写真学科	100	400
	映画学科	150	600
	美術学科	60	240
	音楽学科	90	360
	文芸学科	120	480
	演劇学科	126	504

	放送学科	120	480
	デザイン学科	100	400
	計	866	3,464
国際関係学部	国際総合政策学科	383	1,532
	国際教養学科	283	1,132
	計	666	2,664
危機管理学部	危機管理学科	300	1,200
スポーツ科学部	競技スポーツ学科	300	1,200
理工学部	土木工学科	220	880
	交通システム工学科	120	480
	建築学科	250	1,000
	海洋建築工学科	120	480
	まちづくり工学科	100	400
	機械工学科	160	640
	精密機械工学科	140	560
	航空宇宙工学科	120	480
	電気工学科	160	640
	電子工学科	100	400
	応用情報工学科	100	400
	物質応用化学科	200	800
	物理学科	140	560
	数学科	100	400
	計	2,030	8,120
	機械工学科	198	792
	電気電子工学科	176	704
	土木工学科	198	792
	建築工学科	198	792

生産工学部	応用分子化学科	176	704
	マネジメント工学科	176	704
	数理情報工学科	154	616
	環境安全工学科	132	528
	創生デザイン学科	132	528
	計	1,540	6,160
工学部	土木工学科	160	640
	建築学科	190	760
	機械工学科	180	720
	電気電子工学科	180	720
	生命応用化学科	130	520
	情報工学科	190	760
	計	1,030	4,120
医学部	医学科	120	720
歯学部	歯学科	130	780
松戸歯学部	歯学科	130	780
生物資源科学部	バイオサイエンス学科	210	840
	動物学科	136	544
	海洋生物学科	146	584
	森林学科	120	480
	環境学科	130	520
	アグリサイエンス学科	140	560
	食品開発学科	146	584
	食品ビジネス学科	146	584
	国際共生学科	146	584
	獣医保健看護学科	80	320
	獣医学科	120	720
	生命農学科	0	0
	生命化学科	0	0

	動物資源科学科	0	0
	森林資源科学科	0	0
	海洋生物資源科学科	0	0
	生物環境工学科	0	0
	食品生命学科	0	0
	国際地域開発学科	0	0
	応用生物科学科	0	0
	くらしの生物学科	0	0
	計	1,520	6,320
薬学部	薬学科	244	1,464

第二部

法学部	法律学科	200	800

（備考）　第一部は，昼間授業，第二部は，夜間授業とする。

２　本大学大学院研究科の学生定員は，次のとおりである。

博士課程（博士後期課程）・修士課程（博士前期課程）

研究科名	専攻名	毎年入学定員	収容定員
法学研究科	公法学専攻（博士前期課程）	30	60
	私法学専攻（博士前期課程）	30	60
	政治学専攻（博士前期課程）	15	30
	公法学専攻（博士後期課程）	4	12
	私法学専攻（博士後期課程）	4	12
	政治学専攻（博士後期課程）	4	12
新聞学研究科	新聞学専攻（博士前期課程）	10	20
	新聞学専攻（博士後期課程）	3	9
	哲学専攻（博士前期課程）	10	20
	史学専攻（博士前期課程）	20	40
	国文学専攻（博士前期課程）	15	30
	中国学専攻（博士前期課程）	10	20
	英文学専攻（博士前期課程）	20	40
	ドイツ文学専攻（博士前期課程）	5	10

文学研究科	社会学専攻（博士前期課程）	15	30
	教育学専攻（博士前期課程）	10	20
	心理学専攻（博士前期課程）	20	40
	人文地理学専攻（修士課程）	20	40
	哲学専攻（博士後期課程）	3	9
	日本史専攻（博士後期課程）	3	9
	外国史専攻（博士後期課程）	3	9
	国文学専攻（博士後期課程）	3	9
	中国学専攻（博士後期課程）	3	9
	英文学専攻（博士後期課程）	3	9
	ドイツ文学専攻（博士後期課程）	3	9
	社会学専攻（博士後期課程）	3	9
	教育学専攻（博士後期課程）	3	9
	心理学専攻（博士後期課程）	3	9
総合基礎科学研究科	地球情報数理科学専攻（博士前期課程）	12	24
	相関理化学専攻（博士前期課程）	23	46
	地球情報数理科学専攻（博士後期課程）	2	6
	相関理化学専攻（博士後期課程）	2	6
経済学研究科	経済学専攻（博士前期課程）	30	60
	経済学専攻（博士後期課程）	6	18
商学研究科	商学専攻（博士前期課程）	30	60
	経営学専攻（博士前期課程）	30	60
	会計学専攻（博士前期課程）	30	60
	商学専攻（博士後期課程）	3	9
	経営学専攻（博士後期課程）	5	15
	会計学専攻（博士後期課程）	5	15
芸術学研究科	文芸学専攻（博士前期課程）	20	40
	映像芸術専攻（博士前期課程）	20	40
	造形芸術専攻（博士前期課程）	15	30
	音楽芸術専攻（博士前期課程）	10	20
	舞台芸術専攻（博士前期課程）	10	20
	芸術専攻（博士後期課程）	8	24

国際関係研究科	国際関係研究専攻　（博士前期課程）	10	20
	国際関係研究専攻　（博士後期課程）	3	9
危機管理学研究科	危機管理学専攻　（博士前期課程）	8	16
	危機管理学専攻　（博士後期課程）	3	9
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻　（博士前期課程）	8	16
	スポーツ科学専攻　（博士後期課程）	3	9
理工学研究科	土木工学専攻　（博士前期課程）	40	80
	交通システム工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	建築学専攻　（博士前期課程）	50	100
	海洋建築工学専攻　（博士前期課程）	30	60
	まちづくり工学専攻　（博士前期課程）	15	30
	機械工学専攻　（博士前期課程）	35	70
	精密機械工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	航空宇宙工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	電気工学専攻　（博士前期課程）	35	70
	電子工学専攻　（博士前期課程）	35	70
	情報科学専攻　（博士前期課程）	15	30
	物質応用化学専攻　（博士前期課程）	40	80
	物理学専攻　（博士前期課程）	25	50
	数学専攻　（博士前期課程）	20	40
	地理学専攻　（博士前期課程）	20	40
	量子理工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	土木工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	交通システム工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	建築学専攻　（博士後期課程）	5	15
	海洋建築工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	まちづくり工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	機械工学専攻　（博士後期課程）	4	12
	精密機械工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	航空宇宙工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	電気工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	電子工学専攻　（博士後期課程）	5	15
	情報科学専攻　（博士後期課程）	4	12

	物質応用化学専攻　（博士後期課程）	7	21
	物理学専攻　（博士後期課程）	5	15
	数学専攻　（博士後期課程）	5	15
	地理学専攻　（博士後期課程）	5	15
	量子理工学専攻　（博士後期課程）	5	15
生産工学研究科	機械工学専攻　（博士前期課程）	30	60
	電気電子工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	土木工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	建築工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	応用分子化学専攻　（博士前期課程）	20	40
	マネジメント工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	数理情報工学専攻　（博士前期課程）	10	20
	機械工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	電気電子工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	土木工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	建築工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	応用分子化学専攻　（博士後期課程）	3	9
	マネジメント工学専攻　（博士後期課程）	3	9
	数理情報工学専攻　（博士後期課程）	3	9
工学研究科	土木工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	建築学専攻　（博士前期課程）	20	40
	機械工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	電気電子工学専攻　（博士前期課程）	20	40
	生命応用化学専攻　（博士前期課程）	30	60
	情報工学専攻　（博士前期課程）	25	50
	土木工学専攻　（博士後期課程）	2	6
	建築学専攻　（博士後期課程）	2	6
	機械工学専攻　（博士後期課程）	2	6
	電気電子工学専攻　（博士後期課程）	2	6
	生命応用化学専攻　（博士後期課程）	2	6
	情報工学専攻　（博士後期課程）	2	6

医学研究科	生理系（博士課程）	12	48
	病理系（博士課程）	6	24
	社会医学系（博士課程）	8	32
	内科系（博士課程）	16	64
	外科系（博士課程）	22	88
歯学研究科	歯学専攻（博士課程）	30	120
松戸歯学研究科	歯学専攻（博士課程）	30	120
生物資源科学研究科	生物資源生産科学専攻（博士前期課程）	27	54
	生物資源利用科学専攻（博士前期課程）	22	44
	応用生命科学専攻（博士前期課程）	22	44
	生物環境科学専攻（博士前期課程）	22	44
	生物資源経済学専攻（博士前期課程）	22	44
	生物資源生産科学専攻（博士後期課程）	6	18
	生物資源利用科学専攻（博士後期課程）	5	15
	応用生命科学専攻（博士後期課程）	5	15
	生物環境科学専攻（博士後期課程）	5	15
	生物資源経済学専攻（博士後期課程）	5	15
獣医学研究科	獣医学専攻（博士課程）	6	24
薬学研究科	薬学専攻（博士課程）	5	20
総合社会情報研究科	国際情報専攻（博士前期課程）	30	60
	文化情報専攻（博士前期課程）	30	60
	人間科学専攻（博士前期課程）	30	60
	総合社会情報専攻（博士後期課程）	9	27

専門職学位課程

法務研究科	法務専攻（専門職学位課程）	60	180

第５節　学年・学期及び休業日

第 13 条　学年は，毎年４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終わる。

第 14 条　学期は，次のとおりとする。ただし，事情によって異なる場合がある。

前学期　４月１日から９月 30 日まで

後学期　10 月１日から３月 31 日まで

第 15 条　休業日は，次のとおりとする。ただし，休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

①　日曜日

②　国民の祝日に関する法律に規定する休日

③　本学創立記念日（10 月４日）

④　春季休業　３月 11 日から３月 31 日まで

⑤　夏季休業　７月 11 日から９月 10 日まで

⑥　冬季休業　12 月 21 日から翌年１月 10 日まで

２　休業日の変更及び臨時の休業日については，そのつどこれを定める。

第６節　入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第 16 条　入学の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

第 17 条　学部に入学できる者は，次の各号のいずれかに該当する資格を持ち，本大学の選抜試験に合格した者とする。

①　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

②　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

③　外国において学校教育による 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

④　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑤　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑥　文部科学大臣の指定した者

⑦　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

⑦の２　学校教育法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者であって，高等学校

卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第 18 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

⑧　学校教育法第 90 条第２項の規定により大学に入学した者であって，本大学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑨　本大学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18 歳に達したもの

２　前項の規定にかかわらず，高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって，本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり，かつ，本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第 18 条　入学を志願する者は，各学部所定の手続によって願い出るものとする。

第 19 条　入学の選抜試験に合格した者は，所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第 20 条　修業年限とは，本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

２　在学年限とは，本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

３　修業年限は，最低４年とし，在学年限は，８年とする。

４　医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は，最低６年とし，在学年限は，12 年とする。

５　前２項の規定にかかわらず，学生が職業を有している等の事情により，修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

６　第３項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，本大学に３年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が，卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には，その卒業を認めることができる。ただし，第 21 条第２項第１号から第４号の資格で編入学した場合は，この規定による卒業は認められない。

第 21 条　編入学とは，他の種類の学校を卒業した者が，教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし，大学を卒業した者又は大学に１年以上在学した者が，教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

２　学部に編入学できる者は，次の各号のいずれかに該当する資格を持ち，本大学の編

入学試験に合格した者とする。ただし，定員に余裕があり，かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り，選考の上編入学を許可することがある。

① 短期大学（専門職短期大学，外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

② 高等専門学校を卒業した者

③ 高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

④ 専修学校の特定専門課程を修了した者

⑤ 大学（専門職大学，外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

⑥ 大学（専門職大学，外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に１年以上在学し，編入学できる学部等が定める単位数を修得している者

３ 編入学を願い出た者については,学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

４ 編入学の選抜試験に合格した者は，学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

５ 編入学の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

６ 編入学の年次は，２年次又は３年次とする。

７ 編入学者の在学年限は，許可された編入学年次に応じ，第 20 条第３項又は第４項に定める在学年限から編入学年次数を控除し，それに１を加えて得た年数とする。

８ 編入学者は，編入学年次の教育課程によって履修するものとする。

９ 編入学者の既修単位は，低年次配当科目を優先し，原則として２年次編入学者は，40 単位，３年次編入学者は，70 単位を基準とし，認定することができる。

10 通信教育部における編入学については，別に定める規程による。

第 22 条 転部とは，所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお，法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

２ 転科とは，所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

３ 転籍とは，通信教育課程を有する学部において，同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし，通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については，転部とする。

４　転部・転科及び転籍できる者は，次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし，定員に余裕があり，かつ，在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り，選考の上，許可することがある。

①　本大学に在学中の者で，転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの

②　人物及び在学中の成績が妥当な者

５　転部・転科及び転籍を願い出た者については，学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

６　転部・転科及び転籍の選考に合格した者は，学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

７　転部・転科及び転籍の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

８　転部・転科及び転籍の年次は，２年次又は３年次とする。ただし，４年次への転籍（同一学科間）は，許可することができる。

９　転部・転科及び転籍した者の在学年限は，許可された転部・転科及び転籍年次に応じ，第 20 条第３項又は第４項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し，それに１を加えて得た年数とする。

10　転部・転科及び転籍した者は，転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。

11　転部・転科及び転籍した場合，既修の授業科目は，異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

12　通信教育部における転部・転科及び転籍については，別に定める規程による。

第 23 条　（削除）

第 24 条　（削除）

第 25 条　休学とは，病気その他やむを得ない事由により，３か月以上修学できない状態のことをいう。

２　復学とは，休学期間満了によって，再び修学することをいう。

３　休学しようとする者は，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で願い出て，その許可を得て原則として入学年度を除き，休学することができる。ただし，入学年度の後学期については，修学困難な事由の場合は認めることがある。

４　休学期間は，１学期又は１年とし，通算して在学年限の半数を超えることができない。

５　休学者は，その事由が解消された場合，保証人連署で願い出て，許可を得て復学することができる。

６　休学者は，学期の始めでなければ復学することができない。

７　休学期間は，在学年限に算入し，修業年限には算入しない。

第 26 条　（削除）

第 27 条　留学とは，本大学が教育上有益と認めたときは，休学することなく，外国の大学において，許可を得て一定期間修学することをいう。

２　留学の期間は，修業年限に算入する。

第 28 条　退学とは，在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には，その手続により，次のものがある。

①　病気その他やむを得ない事由による，学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で退学願を提出して，許可を受けなければならない。

②　学生が死亡したことによる，保証人からの届出によるもの

③　第 30 条に基づく除籍によるもの

④　第 76 条及び第 77 条に基づく懲戒によるもの

２　第 36 条に基づく年度の ＧＰＡ が 1.50 未満で，修学指導の結果，改善が見込まれないと判断した場合は，退学勧告を行う。

第 29 条　再入学とは，病気その他やむを得ない事由によって退学した者が，当該学部等に再び入学することをいう。

２　病気その他やむを得ない事由によって退学した者が，その事由が解消し，当該学部等に再入学を志望したときは，退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり，かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り，選考の上再入学を許可することがある。この場合には，既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

３　再入学できる者は，次の各号に該当するものとする。

①　本大学に原則として１年以上在学し，再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

②　病気その他やむを得ない事由で退学した者

③　人物及び在学中の成績が妥当な者

４　除籍によって退学になった者については，事情勘案の上，前項に準じて再入学を認めることができる。

5　再入学の学科については，原則として退学時の学科とする。

6　再入学を願い出た者については,学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

7　再入学の選考に合格した者は，学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

8　再入学の時期は，学年の始め又は学期の始めとする。

9　再入学の年次は，退学時の学年次を原則とするが，修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また，学年末の退学者については，修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。

10　再入学者の在学年限は，許可された再入学年次に応じ，第 20 条第３項又は第４項に定める在学年限から再入学年次数を控除し，それに１を加えて得た年数とする。ただし，医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては，在学年限を定めることができる。

11　再入学者は，再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし，学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。

12　退学前の既修単位は認定する。ただし，教育課程等の変更により，退学前の既修単位が認定されないことがある。

13　通信教育部における再入学については，別に定める規程による。

第 30 条　除籍とは，学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し，退学させることをいう。

2　次の各号のいずれかに該当する者は，除籍することができる。

①　故なくして学費の納付を怠った者

②　故なくして欠席が長期にわたる者

③　在学年限を超えた者

第 31 条　（削除）

第７節　履修規定

第 32 条　各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。また，教育上必要と認められる場合には，修得すべき単位の一部の修得について，これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

①　講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究

科が定める時間の授業をもって１単位とする。

② 実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術学部における個人指導による実技の授業については 15 時間の授業をもって１単位とする。

③ 講義，演習，実験，実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって１単位とする。

２ 前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 32 条の２ 前条に規定する講義，演習，実験，実習又は実技による授業は，文部科学大臣が別に定めるところによって，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 33 条 教育職員の免許状を得ようとする者は，別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第 34 条 学業成績は，授業科目ごとに行う試験によって，これを定める。ただし，授業科目によっては，その他の方法で査定することができる。

２ 試験には，平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは，当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは，当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは，やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは，受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

３ 追試験及び再試験は，当該学部において必要と認めたときに限り，これを行う。

第 35 条 修学についての所定の条件を備えていない者は，受験資格を失うことがある。

第 36 条 学業成績の判定は，Ｓ，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ及びＥの６種をもってこれを表し，Ｓ（100～90 点），Ａ（89～80 点），Ｂ（79～70 点），Ｃ（69～60 点），Ｄ（59 点以下），Ｅ（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し，Ｓ，Ａ，Ｂ，Ｃを合格，Ｄ，Ｅを不合格とする。合格した授業科目については，所定の単位数が与えられる。

２ 第１項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として，総合平均点（Grade

Point Average，以下「ＧＰＡ」という）を用いることができる。

３　前項に定めるＧＰＡは，学業成績のうち，Ｓにつき４，Ａにつき３，Ｂにつき２，Ｃにつき１，Ｄ及びＥにつき０をそれぞれ評価点として与え，各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を，総履修単位数（Ｐ又はＮとして表示された科目を除く）で除して算出する。ＧＰＡは，小数点以下第３位を四捨五入し，小数点以下第２位まで有効とする。

４　第１項の規定にかかわらず，履修登録後，所定の中止手続を取ったものはＰ，修得単位として認定になったものはＮと表示する。

５　ＧＰＡ算出の対象科目は，卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてＮと表示された科目を除く）とする。

６　ＧＰＡは，学期のＧＰＡ，年度のＧＰＡ及び入学時からの累積のＧＰＡとする。

７　通年科目は，学期のＧＰＡ算出の際には，後学期のＧＰＡに算入する。

８　授業科目を再履修した場合，累積のＧＰＡ算出の際には，直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし，以前の学業成績及び単位数は算入しない。

９　試験において不正行為を行った場合は，処分を受けた条件に基づき，評価をＥ，評価点はなしとして取り扱う。

第 37 条　各学部を卒業するために必要な最低単位数は，第２章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

２　学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前項に定める授業科目の履修については，別に定める。

４　学生が許可を受けて他の大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

５　前項の規定は，学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

６　学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし，学

部の定めるところにより単位を与えることができる。

7　学生が本大学に入学する前に大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

8　学生が本大学に入学する前に行った第６項に規定する学修は，当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし，学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9　第２項，第４項，第５項及び第７項により修得したものとみなす単位並びに第６項及び第８項により与えることのできる単位は，合わせて 60 単位を超えない範囲で，卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第 37 条の２　第 32 条の２に規定する授業によって修得した単位は，60 単位を超えない範囲で，卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第８節　卒業及び学士の学位

第 38 条　第 20 条に定めた修業年限に達し，所定の授業科目及び単位を修得し，卒業した者に学士の学位を授与する。

第 39 条　前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学部名	学科名	専攻分野の名称
法学部	法律学科 政治経済学科 新聞学科 経営法学科 公共政策学科	法学
文理学部	哲学科 史学科 国文学科 中国語中国文化学科 英文学科 ドイツ文学科	文学
	社会学科	社会学
	社会福祉学科	社会福祉学
	教育学科	教育学
	体育学科	体育学
	心理学科	心理学
	地理学科	地理学
	地球科学科	

	数学科 情報科学科 物理学科 生命科学科 化学科	理学
経済学部	経済学科 産業経営学科 金融公共経済学科	経済学
商学部	商業学科 経営学科 会計学科	商学
芸術学部	写真学科 映画学科 美術学科 音楽学科 文芸学科 演劇学科 放送学科 デザイン学科	芸術
国際関係学部	国際総合政策学科 国際教養学科	国際関係
危機管理学部	危機管理学科	危機管理学
スポーツ科学部	競技スポーツ学科	スポーツ科学
理工学部	土木工学科 交通システム工学科 建築学科 海洋建築工学科 まちづくり工学科 機械工学科 精密機械工学科 航空宇宙工学科 電気工学科 電子工学科 応用情報工学科 物質応用化学科	工学
	物理学科 数学科	理学
	機械工学科	

生産工学部	電気電子工学科 土木工学科 建築工学科 応用分子化学科 マネジメント工学科 数理情報工学科 環境安全工学科 創生デザイン学科	工学
工学部	土木工学科 建築学科 機械工学科 電気電子工学科 生命応用化学科 情報工学科	工学
医学部	医学科	医学
歯学部	歯学科	歯学
松戸歯学部	歯学科	歯学
生物資源科学部	バイオサイエンス学科 動物学科 海洋生物学科 森林学科 環境学科 アグリサイエンス学科 食品開発学科 食品ビジネス学科 国際共生学科 獣医保健看護学科 生命農学科 生命化学科 動物資源科学科 森林資源科学科 海洋生物資源科学科 生物環境工学科 食品生命学科 国際地域開発学科 応用生物科学科 くらしの生物学科	生物資源学
	獣医学科	獣医学

薬　　学　　部	薬　　学　　科	薬　　学

第９節　学費及び貸給費

第 40 条　授業料その他所定の学費は,別表２の定めるところにより納付するものとする。

２　編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては，別に定める。

３　休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては，別に定める。

第 41 条　授業料を分納しようとする者は，事由を述べた書面により，保証人連署で願い出るものとする。

第 42 条　証明手数料等については別表３の定めるところにより納付するものとする。

第 43 条　既納の学費は，いかなる理由があっても返還しない。

第 44 条　停学を命ぜられた学生は，停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第 45 条　学業人物ともに優秀な学生であって，学費支弁の方法のない者には，学費を減免し，又は貸与・給付することがある。

２　減免・貸給費については，別に定める。

第 10 節　委託生及び外国人留学生

第 46 条　国又は公共団体から，一定の在学期間と履修科目とを定めて，入学を願い出た者に対しては，選考の上，委託生として入学を許可することがある。

第 47 条　委託生の入学資格については，第 17 条の規定を準用する。

第 48 条　委託生は，その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には，願い出によって単位取得証明書を与えることができる。

第 49 条　委託生として４年以上在学し,所属学部における所定の単位を修得した者には,学士の学位を授与する。

第 50 条　委託生の授業料その他本大学に納付するために必要な学費は,委託者から納付するものとする。

第 51 条　外国人留学生の入学･編入学及び再入学については,第６節の規定を準用する。ただし，特別に選考を行い入学を許可することができる。

２　外国人留学生については，学修の必要に応じて第２章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という）を開設することができる。

３　前項に定める日本語科目等の授業科目については，当該学部の教授会がこれを審議する。

４　帰国生についても第１項及び第２項の規定を準用することができる。

第 52 条　委託生，外国人留学生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規定を準用する。

第 11 節　科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

第 53 条　学部の授業科目中の１科目又は数科目の履修を希望する者に対して，科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生の出願手続等については，別に定める。

第 54 条　科目等履修生は，履修した授業科目について，試験を受けることができる。試験に合格した者には，所定の単位を与えることができる。

第 55 条　学部の授業科目中の１科目又は数科目の聴講を希望する者に対して，聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生の出願手続等については，別に定める。

第 56 条　国内又は国外の他の大学，専門職大学，短期大学又は専門職短期大学の学生が学部の授業科目の履修を希望するときは，特別聴講学生として入学を許可することがある。

２　特別聴講学生の出願手続等については，別に定める。

第 57 条　各学部において，特殊な事項に関する研究に従事しようとする者に対しては，研究生として入学を許可することがある。

２　研究生は，指導教員の個人指導を受けて研究に従事するものとする。

第 58 条　研究生として入学することができる者は，その学部において選考の上，適当と認められた者に限る。

第 59 条　研究生として入学を志願する者は，所定の出願書類に研究しようとする事項を記載して，学期の始めに願い出るものとする。

第 60 条　研究生の在学年限は，１年とする。ただし，事情によって期間の延長を願い出ることができる。

第 61 条　研究生は，指導教員及び担任教員の承諾を経て，学部の講義・演習及び実験等に出席することができる。

第 62 条　研究生として，相当の成績を示したと認められる者には研究証明書を与える。

第 63 条　研究生に関して，本節各条に規定しない事項については，学部学生に関する規定を準用する。